

家庭児童相談室

家庭児童相談室では、子ども相談及び子どもの虐待についての相談を受け付けています。

□市役所2階子育て支援課

月～金曜日の午前8時45分～午後5時30分

TEL 77-2511

児童虐待の防止には、まず相談を！

「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけたときは・・・

すぐに最寄りの児童相談所や市町村の窓口などに連絡（通告）してください。

連絡（通告）は子どもを守るためのものです。医師や公務員の「守秘義務」違反にはなりません。また、連絡（通告）した人が特定されないように、秘密は守られます。

あなたが子育てについて不安を抱いているなら・・・

例えば、自分だけが子育てをうまくできないとか、助けてくれる人がいないと感じたり、子どもの行動が気に入らなかったり、この子がいなかったら・・・などと自分を追い詰めることがあったら、決してひとりで悩まずに相談してください。